

第4章 計画の推進に当たって



1 計画推進のための行政運営

～地方分権改革や行政システム改革との一体的推進～

県では、地方分権改革や行政システム改革を一体的に推進することにより、大変厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的に重点配分し、計画に位置づけた施策・事業の着実な推進に努めます。

(1) 地域主権型社会の実現に向けて

県では、2004（平成16）年3月に、2006（平成18）年度末までの3年間を期間とする「地域主権実現のための中期方針」を策定し、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」地域主権型社会の実現をめざして、地方分権改革の取組みを着実に進めてきました。

この間、全国的な市町村合併の進展や道州制論議の活発化、地方税財政制度改革など、地方自治体を取りまく環境は大きく変化しています。しかし、国から地方自治体への権限及び税源の移譲は依然として不十分な状況であり、国と地方の協議の場も未だ法制化されていません。今後とも、地方分権改革推進に向けた積極的な取組みが必要です。

こうした中、地方分権改革推進法の施行、「道州制ビジョン」の策定の動きなど、地方分権改革は、今、まさに、「新たなステージ」に向けて大きな転換期を迎えようとしています。

そこで、これまでの取組みの成果と課題、地方自治体を取りまく環境の変化などを踏まえて、2007（平成19）年度から2010（平成22）年度までの4年間を期間とする「地域主権実現のための基本方針」を策定することとしました。

この基本方針においては、以下の4つを取組方針として、地域主権型社会の実現に取り組めます。

<地域主権実現のための基本方針>

● 取組方針

- 1 県民主体の県政の推進
- 2 基礎自治体である市町村の行政権能、財政基盤の強化に向けた支援
- 3 広域自治体としての県の機能の純化・強化
- 4 将来の広域自治体のあり方に関する議論を踏まえた取組み

(2) 行政システム改革に向けて

県では、多様化・高度化する県民ニーズに応え得る簡素で効果的・効率的な行政の実現に向けて、行政システム改革に不断に取り組んできており、特に、2004（平成16）年度からは2006（平成18）年度末を目標年度とする「行政システム改革の中期方針」を策定し、取組みを進めてきました。

この間、社会全体が低成長経済のもと、本格的な少子・高齢社会に移行する中で、労働人口の減少などによる県民1人あたりの租税や社会保険料などの負担の増大への危惧は、今後、一層高まっていくものと考えられます。

また、従来、行政が担うとされてきた公的サービスの分野における民間参入の機会が拡大され、市民活動などの高まりとあいまって、今日、NPO*や企業などといった多様な公的サービスの担い手が、様々な分野で活動を展開しております。

県においては、今後とも、県民ニーズや行政課題に効果的・効率的に応えていくため、限られた財源や人的資源を最大限に活用したスリムで効率的な体制を築いていく必要がありますし、あわせて、県職員一人ひとりが様々な場面でそれぞれの力を発揮し、県の組織全体が総力を高め、県民の声を聞きながら、変化に応じた質の高い県民サービスを的確に提供していくことがますます求められていくと考えております。

こうした県を取り巻く環境や、これまでの行政システム改革の取組みなどを踏まえ、2007（平成19）年度から2010（平成22）年度の4年間を期間とする「行政システム改革基本方針」を策定していくことといたしました。

「行政システム改革基本方針」においては、「変化に対応した質の高い県政の展開」を目標として、3つの基本方針の下、行政システム改革を推進していきます。

<行政システム改革基本方針>

● 目 標

変化に対応した質の高い県政の展開

● 基本方針

- I 多様な公的サービスの担い手との協働と連携
- II 多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立
- III 県民の視点に立った行政サービスの提供

2 プロジェクト事業費

戦略プロジェクトの計画事業費は、次のとおりです。

<会計別>

(単位：億円)

会 計	戦略プロジェクト			
	計画額 (4年間)	一般財源	県債・企業債	その他 (国庫支出金など)
一般会計	3,680	1,760	1,380	540
特別会計	190	165	20	5
企業会計	100	5	0	95
三会計合計	3,970	1,930	1,400	640

※ 特別会計、企業会計の一般財源欄は、一般会計からの繰入金を表示している。

<政策分野別>

(単位：億円)

政策分野	戦略プロジェクト 計画額(4年間)
I 産業・労働	500
II 健康・福祉	490
III 安全・安心	140
IV 教育・子育て	720
V 県民生活	170
VI 環境	660
VII 県土・まちづくり	1,290
合 計	3,970

3 主な個別計画・指針

県政をより総合的、効果的に推進するためには、県政の特定の課題について、横断的・総合的に施策を展開したり、実行性の観点から重点的に取り組んでいくことが必要です。このことから、総合計画を補完するものとして、特定課題に対応した個別計画や指針を策定し、総合計画の推進との整合をとりながらその推進を図ることにより、特定の政策課題に対して、より柔軟で重点的な施策の展開を図ります。

【主な個別計画・指針とその内容】※各個別計画・指針の軸となる政策課題分野ごとに整理しています。

I 産業・労働

■神奈川県科学技術政策大綱（2006 年度改定）（担当部局：企画部）
「地域経済の活性化のための産業支援」、「健康・福祉・安全・環境等の県民生活の質の向上」、「創造的で魅力ある地域社会の形成と人材の育成」を基本目標とし、本県が県の試験研究機関などを中心として実施すべき科学技術に関する取組みの基本的な方向性を示したものです。

■かながわ産業活性化指針（2007 年度改定）（担当部局：商工労働部）
経済状況の大きな変革期の中で、県内産業の活性化を図るため、県内産業がめざすすがたを示し、その実現に向けて 2010 年度までの県の取組みの基本方向と基本施策を提示した指針です。

■かながわツーリズム*推進指針（2003 年度策定）（担当部局：商工労働部）
観光をめぐる環境変化などを踏まえ、「人々にゆとりと豊かさを与える質の高い観光交流の実現」、「地域の活性化と一体となった産業としての観光の実現」、「国際観光県「かながわ」の実現」の 3 つを基本目標とし、その実現に向けて施策の方向と県の役割などを定めた指針です。

■かながわ農業活性化指針（2004 年度策定）（担当部局：環境農政部）
都市農業の持続的な発展をめざし、2015 年度における「かながわ農業のめざす姿」及び「主要農畜産物の生産努力目標」を示すとともに、その実現に向けて取り組む重点的な施策などを定めた指針です。

■かながわ水産業活性化指針（2007 年度改定予定）（担当部局：環境農政部）
国際化の進展に伴う生産者価格の低迷や水産資源の悪化など漁業を取り巻く環境の変化を踏まえ、「豊かな食を支える活力ある水産業」と「自然と共生し県民と交流する水産業」を実現するための基本方向や施策展開などを定めた指針です。

II 健康・福祉

■神奈川県保健医療計画（2007 年度改定予定）（担当部局：保健福祉部）
県民が、いつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられるよう、日ごろの健康づくりから病気の予防、診断・治療、リハビリテーションにいたる県の保健医療施策の総合的な基本指針として策定した計画です。

■かながわ健康プラン 2 1（2007 年度改定予定）（担当部局：保健福祉部）
県民がいつまでも健康で心豊かに過ごすことをめざし、県民一人ひとりがめざす健康目標を「かながわ健康づくり 10 か条」として提唱し、地域、団体、企業、学校、行政などが一体となって県民健康づくり運動を推進するための神奈川県の健康増進計画です。

■神奈川県地域福祉支援計画（2004 年度策定）（担当部局：保健福祉部）
「共に生き、支え合う社会」をめざす地域福祉の推進に向けて、県の施策の方向性や具体的な取組みを

示し、市町村地域福祉計画の推進などを支援するための計画です。

- **かながわ高齢者保健福祉計画（2005 年度改定）**（担当部局：保健福祉部）
高齢者が安心して、元気に、生き生きとくらす社会づくりの実現をめざし、2015 年の高齢者像を見据え超高齢社会に向けた準備として、2008 年度までの介護サービス量などの目標値や具体的な取組みを示し、介護保険事業の円滑な運営や総合的な高齢者保健福祉施策の推進を図るための計画です。
- **かながわ障害者計画（2003 年度改定）**（担当部局：保健福祉部）
障害者の社会への「完全参加と平等」を実現するため、ノーマライゼーションの推進とリハビリテーションの充実を理念とし、「ともに生きる社会福祉かながわ」の創出のため、人権の尊重、利用者本位の支援、社会のバリアフリー化の推進などを内容とする障害者施策の方向性を示した計画です。
- **がんへの挑戦・10か年戦略（2004 年度策定）**（担当部局：保健福祉部）
がんは県民の死因の第1位であり、今後もがんで亡くられる方が増えていくと予想されていることから、「がんにならない・負けない 神奈川づくり」を大きな目標として掲げ、これを達成するため、予防・早期発見・医療・ターミナルケア*までを見通したがん克服のための総合対策です。

Ⅲ 安全・安心

- **神奈川県地域防災計画（2006 年度改定）**（担当部局：安全防災局）
地震や風水害などの災害に強い県土づくりをめざし、計画的な土地利用や防災空間の確保、都市施設などの安全性の向上を図るとともに、災害時の被害軽減のための事前対策や災害発生後の応急活動、復旧・復興対策などを定めた計画です。
- **神奈川県国民保護計画*（2005 年度策定）**（担当部局：安全防災局）
武力攻撃や大規模テロなどの事態において、警報の伝達、避難・救援などの国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう、国民保護措置の実施体制、具体的内容、平素からの訓練、備蓄、啓発などに関する事項などを定めた計画です。
- **かながわ消費者施策推進指針（2005 年度策定）**（担当部局：県民部）
「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念に、「消費者施策の重点目標」と「施策事業の展開」を示すとともに、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、行政などの役割を明確にした、中長期的視点に立った消費者施策展開の基本方針を定めた指針です。

Ⅳ 教育・子育て

- **かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン（2004 年度策定）**（担当部局：保健福祉部）
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子ども等の安全の確保、「要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進」に向けた総合的な施策展開を進めるための計画です。
- **かながわ青少年育成指針（2004 年度策定）**（担当部局：県民部）
21 世紀を担う神奈川の青少年が、心豊かに育ち、自立できる社会づくりを、県民全体の理解と協力の下で進めていくことをめざし、施策の基本目標や方向などを定めた指針です。

- **かながわ教育ビジョン（2007 年度策定）**（担当部局：教育委員会）
次代を担う子どもたちが、生涯を通じた人づくりの視点から、人や社会とかかわり、思いやりとたくましさを身に付けられるよう、様々な人々が役割と責任を自覚し、協働・連携して取組みを進めるための総合的な指針です。

V 県民生活

- **かながわ文化芸術振興指針（2003 年度策定）**（担当部局：県民部）
県の文化芸術振興の考え方や方向性を示した指針です。2008 年度に文化芸術振興条例（仮称）の制定を予定していますが、この条例に基づき、文化芸術事業の目標の設定や評価を導入した、より実効性の高い「文化芸術振興計画（仮称）」（2009 年度～）を新たに策定します。
- **神奈川県スポーツ振興指針・アクティブかながわスポーツビジョン（2007 年度改定予定）**（担当部局：教育委員会）
スポーツを取り巻く様々な社会状況の変化や県民のスポーツニーズが多様化する中で、スポーツ振興をめぐる諸課題に対し、中・長期的な見通しに立って取り組むための指針です。
- **かながわ人権施策推進指針（2003 年度改定）**（担当部局：県民部）
「人権がすべての人に保障される地域社会づくり」を着実に進めるため、県の人権施策推進にあたっての基本姿勢や施策の方向性を示す指針です。
- **かながわ男女共同参画推進プラン（2003 年度改定）**（担当部局：県民部）
男女の人権が等しく尊重され、女性も男性も、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を進める計画です。
- **かながわ国際施策推進指針（2007 年度改定予定）**（担当部局：県民部）
地域の国際化の進展に伴う様々な情勢の変化に対応した国際施策を推進するための基本的な考え方や施策の方向性を示す指針です。
- **かながわDV被害者支援プラン（2005 年度策定）**（担当部局：県民部）
配偶者暴力防止法に基づき、心理的、身体的に深刻な影響を受けている被害者の相談・一時保護への対応や、住居の確保、経済面の支援など、被害者への自立支援などの取組みを進めるための基本的な計画です。
- **神奈川県食育推進計画（2008 年度策定予定）**（担当部局：環境農政部）
すべての県民が生涯を通じて健全な食生活を実践できるよう、県民運動として神奈川県らしい食育を推進するための基本的な考え方と施策の展開方向などを定めた計画です。

VI 環境

- **神奈川県廃棄物処理計画（2007 年度改訂予定）**（担当部局：環境農政部）
循環型社会の実現に向けて、廃棄物の排出を最小限に抑え、排出した場合でも資源として最大限に活用し、最終的に資源として活用できないものについて、安全、安心な処理を行う取組みを、県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくための計画です。
- **神奈川県環境基本計画（2005 年度改定）**（担当部局：環境農政部）
「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」に向けて、施策の基本的な方向を明らかにするとともに、具体的な事業展開などを示した環境分野の基幹的な計画です。

■ **かながわ新エネルギー*ビジョン (2002 年度策定)** (担当部局：環境農政部)
化石燃料の枯渇や地球環境問題に対応するため、地球温暖化防止対策やエネルギー供給の多様化などの観点から、新エネルギーの導入・普及の促進を図るための指針です。

■ **神奈川みどり計画 (2005 年度策定)** (担当部局：環境農政部)
みどりの量の確保と質の向上に取り組み、生物多様性の保全と充実をめざすこととした「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念とし、自然条件や地域の特性、県土構造に着目し 9 つの緑化域を設定し、みどりの保全・再生・創出を推進することにより県土全域における水とみどりのネットワークの形成を図るための計画です。

■ **神奈川県地球温暖化対策地域推進計画 (2006 年度改訂)** (担当部局：環境農政部)
地球温暖化問題について、地域レベルで総合的かつ計画的な対策を推進していくため、県域での温室効果ガスの削減目標や重点的に取り組む項目などを定めた計画です。

■ **かながわ水源環境保全・再生施策大綱、実行 5 か年計画 (2005 年度策定)** (担当部局：企画部)
かながわ水源環境保全・再生施策大綱は、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保をめざすため、20 年間で視野に入れた水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進するための取組みの基本的考え方や分野ごとの施策展開の方向性を示した計画。また、**実行 5 か年計画**は、大綱に基づき、20 年間の第 1 期 (2007 ～ 2011 年度) に充実・強化して取り組む特別の対策を明らかにした計画です。

Ⅶ 県土・まちづくり

■ **かながわ都市マスタープラン (2007 年度改定予定)** (担当部局：県土整備部)
神奈川の望ましい都市の将来像を描き、その実現に向けた広域的な都市づくりの基本方向を明らかにするとともに、重点的に進める広域的な取組みや土地利用、社会資本整備、市街地整備の各方針などを定めた都市づくり分野での基幹的な計画です。

■ **かながわ交通計画 (2007 年度改定予定)** (担当部局：県土整備部)
将来の総合的な交通ネットワークの形成をめざし、神奈川における望ましい都市交通を実現するための、交通施策の基本方向を定めた計画であり、都市づくり分野のうち交通施策に関する部門的計画です。

■ **かながわ住宅計画 (2007 年度改定)** (担当部局：県土整備部)
ライフスタイルの多様化や少子・高齢社会の到来などを踏まえ、豊かで安全・安心な暮らしを実現する住宅・住環境づくりのための基本方向や施策展開などを定めた計画であり、都市づくり分野のうち住宅施策に関する部門別計画です。

■ **神奈川景観づくり基本方針 (2007 年度策定)** (担当部局：県土整備部)
景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るため、神奈川の景観づくりに関する目標、施策の基本事項、広域的な景観づくりに関する事項などを定めた基本方針です。

■ **地域づくり推進プラン (2007 年度策定予定)** (担当部局：企画部、地域県政総合センター)
神奈川力構想・基本構想の「地域づくりの基本方向」で示した「基本的考え方」を踏まえ、県内 8 つの地域ごとに、地域の課題を積極的に受け止め、地域づくりの主体である市町村などと連携して、地域の個性や活力を生かした取組みを進めるために作成する課題解決型の計画です。

4 計画の進行管理

— 政策のマネジメント・サイクルの確立 —

社会情勢の変化に的確に対応し、県民の皆さんや市町村などとの協働・連携による計画の着実な推進を図るためには、適切な進行管理を行い、その内容を県民の皆さんと共有しながら、政策運営を進めていく必要があります。

そこで、計画でお示した「めざすすがた」の実現に向けて、政策評価を総合的に実施し、評価結果に基づいて翌年度の政策運営の改善を図る「政策のマネジメント・サイクル」を確立し、県の取組みをより効率的・効果的に進めていきます。

このため、

(毎年度のサイクル)

- ① 毎年度終了後、戦略プロジェクトの目標の達成状況や事業の進捗状況などについて、県としての一次評価(自己評価)を行ったうえで、「白書」として取りまとめます。
- ② 公募の県民や有識者により構成される総合計画審議会で二次評価(第三者評価)を取りまとめるとともに、白書を公表し、広く県民の皆さんから意見の募集を行います。
- ③ 二次評価の結果をもとに、政策運営の改善方向や新たな課題を抽出し、県の担当部局で検討し、「政策レビュー^{注1}」を行います。
- ④ 翌年度の政策全般の方向性を整理します。
- ⑤ 政策レビューの結果を翌年度の予算に反映することにより、評価の結果を翌年度以降の政策運営に反映します。
- ⑥ 継続的に県民の皆さんからの意見をいただきながら、事業実施を図ります。

(4年間のサイクル)

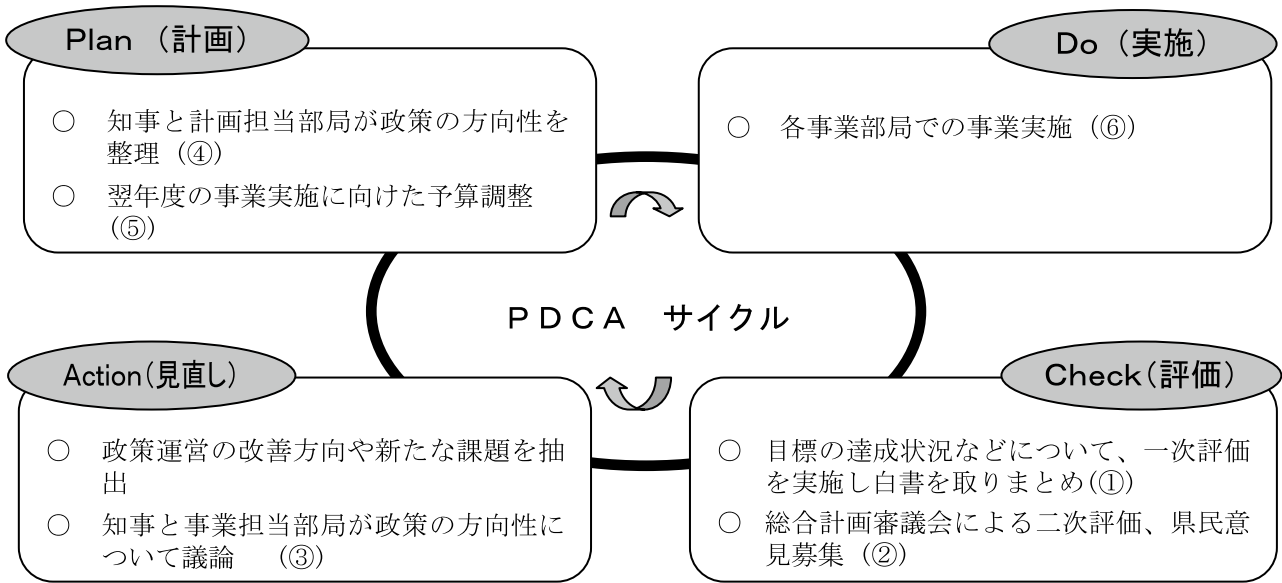
- ⑦ 4年間の計画期間の中で、中間年である2年目と、最終年の4年目には、政策全般を点検(ローリング^{注2})し、必要に応じて、重点的・優先的な取組みである戦略プロジェクトの見直しを行います。また、最終年の4年目の点検の成果は、次の計画策定に生かします。
- ⑧ なお、計画の推進を図っていく中で、県が取り組む様々な課題について、総合計画審議会の専門部会において、公募の県民の皆さんによる「ワークショップ^{注3}」なども開催しながら、対応の方向性を検討します。

注1 「レビュー」は、討論、評論、評価を意味します。県では翌年度の予算編成作業を10月頃から進めるため、6～8月の期間中に知事と県庁の事業担当部局が翌年度の政策の方向性について議論を行う場を「政策サマーレビュー」、9月頃に知事と計画の担当部局が最終調整を行う場を「政策オータムレビュー」としている。

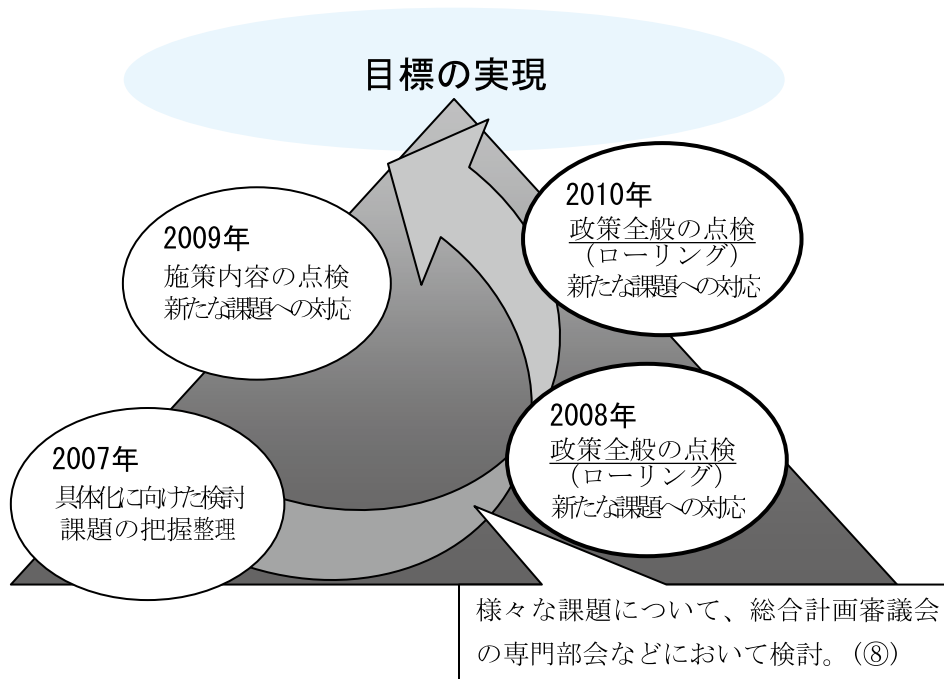
注2 一定期間ごとに計画を点検し、計画と実績とのずれがある場合に計画の内容を見直すこと。

注3 あるテーマについて、専門家の助言などを受けながら、参加者が自由に意見を交換し、課題の解決に向けて検討を行う研究集会。

政策のマネジメント・サイクルのイメージ



4年間のサイクルの視点 (⑦)



政策とは

政策とは、県が特定の行政課題に対応するために行う基本的な方針であり、政策を実現するための具体的な方策（施策）や、施策を実現するための個々の具体的な取組み（事業）から構成されます。県では、政策のマネジメント・サイクルの確立に向けて、重点的・優先的に取り組む38の「戦略プロジェクト」を中心に、構成する施策、事業も含めて総合的な評価を行ってまいります。

